

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神戸町長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを、次の事務に利用している。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③保険料の徴収に関する事務 中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会・提供等の業務を行う。
③システムの名称	介護保険システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項、別表100の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「情報連携主務省令」という) ア 第2条の表 第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161) 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条 イ 第2条の表 第四欄に「併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報」を含む項(6、27、38、70、116、137、145、158) 第8条、第29条、第40条、第72条、第118条、第139条、第147条、第160条 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 (2)情報連携主務省令第2条の表 第一欄 情報照会者が「市町村長」であって第二欄 事務に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132) 第133条、第134条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	操作可能な者を最小限に限定し、アクセスが可能な職員は、静脈とパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 石原 誠	税務課長 竹中明彦	事後	
平成29年4月1日	I-4-② 法令上の根拠		情報提供別表第2に38、85-2の追加 別表第2主務省令に24、26-3、59-2、59	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 竹中明彦	税務課長 佐藤森行	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 佐藤森行	税務課長	事後	
令和3年10月1日	II 1. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	II 2. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月1日	I 3. 法令上の根拠	<p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、第9条第3項、第19条第8号、別表第一16の項</p> <p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p>	<p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、第9条第3項、第19条第9号、別表第一16の項</p> <p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p>	事後	
令和3年10月1日	I 4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>◎番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、24、25、26-3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59、59-2、59-3条)</p> <p>【情報照会】</p> <p>◎番号法第19条第7号 別表第二(第27の項)</p> <p>◎平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条</p>	<p>【情報提供】</p> <p>◎番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、24、25、26-3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59、59-2、59-3条)</p> <p>【情報照会】</p> <p>◎番号法第19条第8号 別表第二(第27の項)</p> <p>◎平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条</p>	事後	
令和5年7月1日	I-1-③	<p>・地方税法に基づき税を賦課徴収している。また、課税に必要な調査、及び、課税総額と明細の確定を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>【町県民税】</p> <p>①町県民税の賦課徴収に関する事務 ②町県民税の減免に関する事務 ③納税者の宛名情報の特定や突合を行う事務 ④証明発行事務</p> <p>【固定資産税】</p> <p>①固定資産税の賦課徴収に関する事務 ②固定資産税の減免に関する事務 ③納税者の宛名情報の特定や突合を行う事務 ④証明発行事務</p> <p>【軽自動車税】</p> <p>①軽自動車税の賦課徴収に関する事務 ②軽自動車税の減免に関する事務 ③納税者の宛名情報の特定や突合を行う事務 ④証明発行事務</p> <p>中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会・提供等の業務を行う。</p>	<p>総合行政システム(町県民税、固定資産税、軽自動車税、宛名管理)、住民税申告受付支援システム、eLTAX(審査システム、国税連携データ受信システム)、中間サーバー</p>	事後	訂正
令和5年7月1日	I-2	町県民税システムファイル、固定資産税システムファイル、軽自動車税システム、宛名ファイル	町県民税システムファイル、固定資産税システムファイル、軽自動車税システムファイル、口座システムファイル、宛名管理システムファイル、納税管理人システムファイル、電子申告審査(eLTAX)システムファイル、国税連携(eLTAX)システムファイル、課税資料ファイル	事後	システム追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	I-4-②	<p>【情報提供】</p> <p>◎番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠):(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、24、25、26-3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、44、45、47、49、50、51、53、54、55、58、59、59-2、59-3条)</p> <p>【情報照会】</p> <p>◎番号法第19条第8号 別表第二(第27の項)</p> <p>◎平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条</p>	<p>【情報提供】</p> <p>◎番号法第19条第8号、別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</p> <p>主務省令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>【情報照会】</p> <p>◎番号法第19条第8号 別表第二第27項 主務省令第20条</p>	事後	法改正に伴う変更
令和5年7月1日	I-5-①	税務課	総務部 税務課	事後	訂正
令和5年7月1日	II-1	令和3年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和5年7月1日	II-2	令和3年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	I-3	<p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の68の項</p> <p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条</p>	1 番号法第9条第1項、別表百の項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条	事後	訂正
令和6年11月1日	I-4-②	<p>番号法第19条第8号 別表第一の68の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>◎別表第二 93、94の項</p> <p>◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第46条、第47条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>◎別表第二 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95</p> <p>◎平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p>	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第8号</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「情報連携主務省令」という)</p> <p>ア 第2条の表 第四欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161)</p> <p>第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条</p> <p>イ 第2条の表 第四欄に「併給調整に係る特定個人情報であって介護保険法に係る特定個人情報」を含む項(6、27、38、70、116、137、145、158)</p> <p>第8条、第29条、第40条、第72条、第118条、第139条、第147条、第160条</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第8号</p> <p>(2)情報連携主務省令第2条の表 第一欄 情報照会者が「市町村長」であって第二欄 事務に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132)</p> <p>第133条、第134条</p>	事後	訂正
令和6年11月1日	II-1	令和5年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	II-2	令和5年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	特に力を入れている	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移	特に力を入れている	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	特に力を入れている	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	特に力を入れている	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消	特に力を入れている	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	8. 人手を介入させる作業	記載なし	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	IVリスク対策 10. 従業者に対する教育・啓	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策	記載なし	十分である	事後	上記見直しに伴う時点の変更